



POINT
入院日数
が短期化

- 医療技術や**抗がん剤の進歩**によって、入院日数は短縮の傾向にあります。
- 診療報酬制度の改定**も、入院日数の短縮を促しています。

POINT
通院治療
が進歩

- 副作用の少ない**抗がん剤**などの登場で入院ではなく**通院による治療も増えています。**
- 通院治療により、今までどおりに働けなくなり、**収入が減ることも考えられます。**

こそ、それぞれのニーズや状況にあわせた保障が重要です。

抗がん剤

治療給付金
(抗がん剤治療)

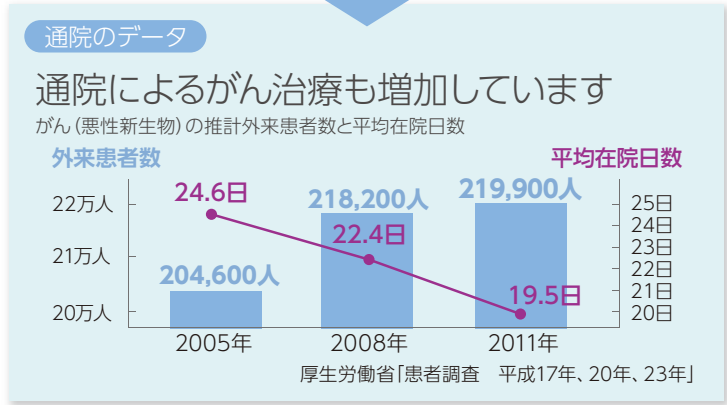
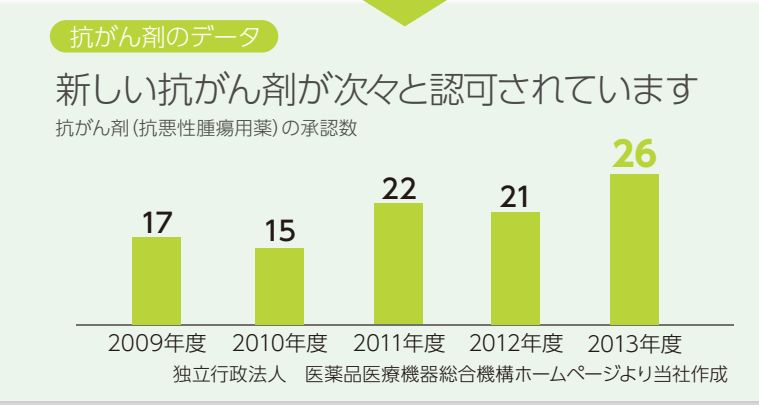
- 最新の治療実態に合わせた対応!

入院・通院

入院 給付金 + 通院 給付金

- 「入院給付金」「通院給付金」で入院・通院によるがん治療にもしっかり対応!

された場合、以後の保険料はいただきません! ●保障は継続し、経済的負担をサポート!



保険金・給付金のお支払事由

この保険で支払われる保険金・給付金は以下のとおりです。(特約の保険金・給付金については、付加された場合のみお支払いの対象となります。)保険金・給付金をお支払いできない場合もあります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

主契約・特約	保険金・給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額等	ご注意事項等
主契約 (がん治療支援 保険NEO (無解約返戻金型))	診断給付金	以下の①または②に該当したとき ①悪性新生物と診断確定された場合で次のいずれかに該当したとき ・初めて悪性新生物と診断確定されたとき ・悪性新生物が治癒または寛解状態となった後、再発したと診断確定されたとき ・悪性新生物が他の臓器に転移したと診断確定されたとき ・悪性新生物が新たに生じたと診断確定されたとき ②初めて上皮内新生物と診断確定されたとき	診断給付金額 支払限度回数 2年に1回 ^(※1) ただし、上皮内新生物に対する診断給付金は保険期間を通じて1回	1 2
	入院給付金	がんの治療を直接の目的として所定の入院をしたとき	入院給付金日額×入院日数	
特約 ご契約に付加 した場合は 対象になり ません	がん手術特約	がんの治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき (所定の手術には、所定の放射線治療を含みます。)	手術給付金額	1 2 3
	がん通院特約	がんの治療を直接の目的として所定の入院をし、かつ、入院の原因となったがんの治療を目的として、以下のいずれかの期間内に所定の通院をしたとき ●入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内 ●退院日の翌日からその日を含めて180日以内	通院給付金日額×通院日数 支払限度日数 1入院45日/通算730日	1 2
悪性新生物 初回診断特約	診断保険金	初めて悪性新生物と診断確定されたとき	診断保険金額 支払限度回数 保険期間を通じて1回	1 2
	抗がん剤 治療特約	以下のすべてを満たす所定の入院または通院をしたとき ●がんの治療を直接の目的とした入院または通院 ●公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院	(お支払事由該当月ごとに) 治療給付金額 支払限度月数 通算60か月	1 2 4
がん先進医療 特約	先進医療給付金	がんの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき	先進医療にかかわる技術料 支払限度額 通算2,000万円	1 2 4 5

(※1)2回目以降の診断給付金は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年経過後にお支払事由に該当した場合に限り、お支払いします。

<ご注意事項>

1 責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)について

- ・保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。
- ・責任開始期の前日までにごんと診断確定された場合は、ご契約者、被保険者または給付金受取人がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効とします。

2 がんの定義と診断確定について

- ・この保険では、悪性新生物および上皮内新生物を合わせて「がん」といいます。
- ・悪性新生物および上皮内新生物は、それぞれ普通保険約款・特約条項の別表に定めるものとします。
- ・がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合、その他の所見を認めることがあります。

3 手術給付金について

- ・ファイバースコープによる手術や放射線照射などは、60日間に1回をお支払いの限度とします。また、手術の種類によっては、お支払いの対象としない手術もあります。

4 公的医療保険制度が変更された場合のお取扱いについて

- ・公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までに「契約者」にその旨をご案内します。

5 先進医療について

- ・先進医療とは、公的医療保険制度の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(厚生労働大臣が先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等で行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付の対象となっていた場合等は、先進医療とはいいません。また、公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等はお支払いの対象となりません。

<保険料払込みの免除について>

- ・以下のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。
- ・保険期間の始期以後の疾病または傷害を直接の原因として、所定の高度障害状態になったとき
- ・保険期間の始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき
- ・悪性新生物保険料払込免除特約が付加されている場合で、責任開始期^(※2)以後に初めて悪性新生物^(※3)と診断確定^(※4)されたとき

(※2) 保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。
(※3) 悪性新生物は、普通保険約款の別表に定めるものとします。上皮内新生物は対象になりません。
(※4) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が認められない場合、その他の所見を認めることがあります。

付加された特約部分の保険料も含めて、保険料のお払込みが免除となります。

保険契約の自動更新について

- この保険には終身タイプと有期タイプがあります。有期タイプのご契約の場合、保険期間が満了したときは、90歳までご契約を更新することができます。
- 更新後契約の保険期間は、更新前と同一の保険期間とします。(ただし、当社の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります。)
- 更新後契約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なります。
- 更新後契約には更新時の普通保険約款および特約条項が適用されます。
- ご契約が更新された場合、給付金の支払、保険料の払込免除、責任開始期につきましては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が90歳を超える場合等、所定の場合は更新できません。
- 保険期間満了日の2か月前までに「ご契約者」から請求があった場合には、更新後契約の保険期間を終身(保険料払込期間も終身)とすることができます。(一部特約を除きます。)
- 抗がん剤治療特約およびがん先進医療特約については、次の点にご留意ください。
①更新後の特約の保険期間は10年とします。ただし、更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超える場合は、1年以上の整数年で、かつ、更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳となる期間に短縮されます。
②主契約の保険料払込期間が有期の場合、上記のほか、次のとおりとします。
・更新日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たない場合は、更新後の特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで短縮されます。
・主契約の保険料払込期間満了後に特約が更新される場合は、特約保険料のみのお払込みが必要です。

配当について

この保険の主契約および特約につきましては、契約者配当金はありません。

解約返戻金について

- 解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年数・保険料の払込年数などにより異なります。
- 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
- 保険料払込期間満了後の解約返戻金は、次の①、②のうちいずれか小さい額とします。
①解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金の30%
②診断給付金額の10分の1
- 付加される特約については保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- したがって、ご契約を途中でやめられると、解約返戻金はまったくなくなり、お払込保険料の合計額に比べ、ごくわずかな額となります。

●この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付は**お取り扱いしておりません。**

生命保険の募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者(代理店(生命保険募集人))は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しては「契約概要」をご要項の場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご覧ください。

[契約概要]「注意喚起情報」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。お申込の前に必ずお読みください。内容をご確認了解のうえ、大切に保管してください。

主な記載事項

- 保険の特長としくみ
- 保険金・給付金等のお支払い
- 解約返戻金
- 特約について
- ワンリングアップ
- 保険会社の責任開始期
- 健康状態・職業などの告知義務

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**疾病・医療保険**です。「保険種類のご案内」は、当社の取扱者/代理店または営業店にご請求ください。

保障内容、お申込方法などでご不明な点・ご質問などございましたら、下記のフリーダイヤルまでお気軽にお問い合わせください。

あんしんサポートデスク ☎0120-889-564

ご利用時間: 9:00~18:00 土曜・日曜・祭日および当社休業日は休みとさせていただきます。

募集代理店 募集代理店は同封の送付状「募集代理店」欄をご覧ください。

引受保険会社 **東京海上日動あんしん生命保険株式会社**
東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-005

募集 15-KL04-T014 GKLO4-111 '15.7新(部) 営企ライフプロ保障(2.0)

あんしん生命の
プレミアム
シリーズ

東京海上日動
あんしん生命

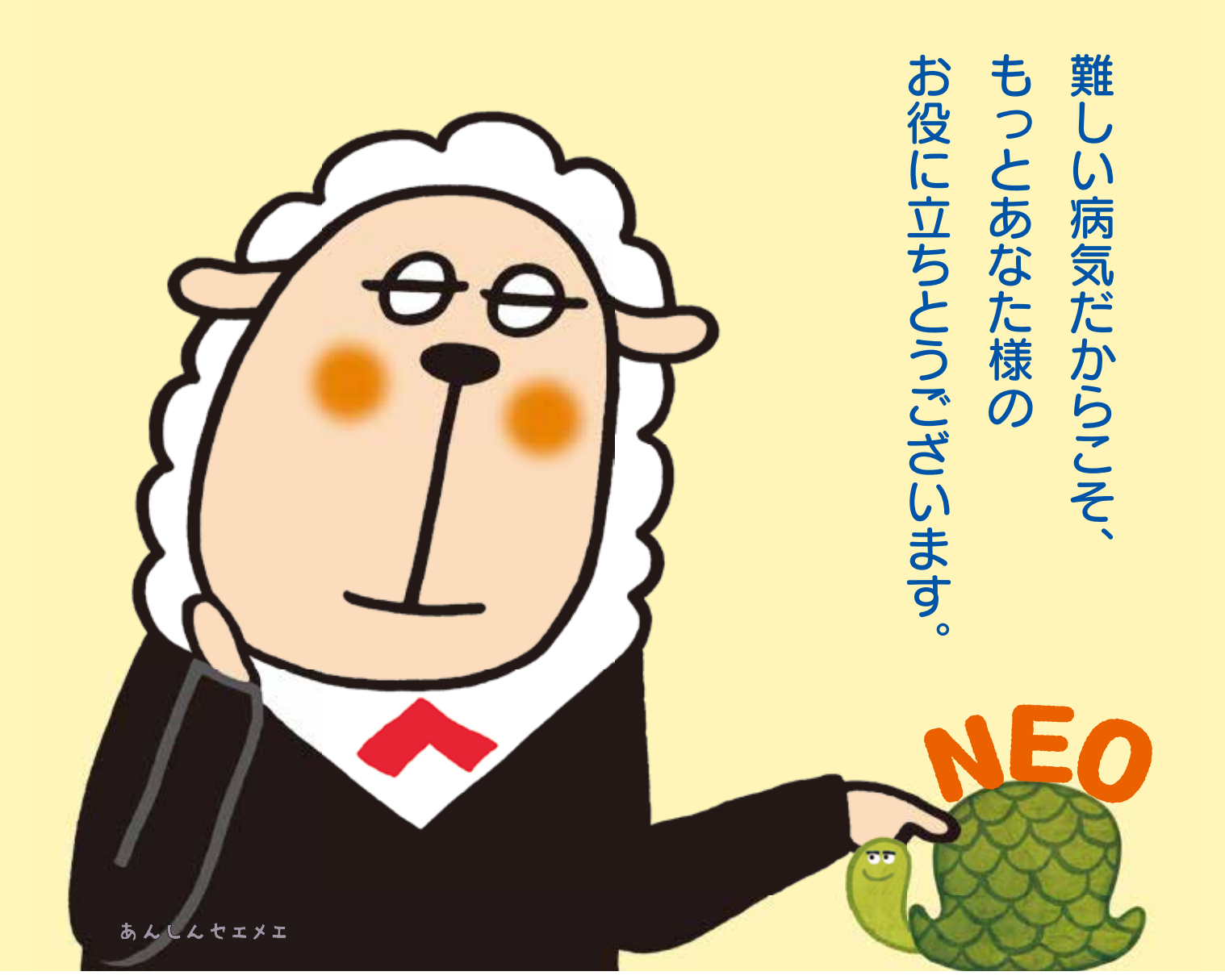
がん治療支援保険 NEO [無配当]

がん治療支援保険NEO
(無解約返戻金型)

悪性新生物保険料払込免除特約
がん手術特約、がん通院特約
悪性新生物初回診断特約
抗がん剤治療特約、がん先進医療特約

2015年7月
新発売

「初めてのがん」にも「長引く通院治療」にも、
あんしんながん保険



より正確にあんしん生命の「がん治療支援保険 NEO」を知っていただくために、とくにしっかりと伝えたいポイントに左のマークを付けました。ご契約の前には、同封の「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて必ずご確認くださいませようお願いします。

東京海上日動あんしん生命



POINT
早期発見
できるように

- CTスキャンやPET検査、MRIなど、**検査技術の進化**により、がんは早期に発見できるようになってきています。
- がん検診**を受ける人が増加しています。

POINT
納得できる治療方法
が選べるように

- 早期発見とがん告知が一般化してきたことで、セカンドオピニオンを検討する人も増加。
治療方法を選べる時代になってきました。

がん治療は、一人ひとりの症状や生活状況、医療環境によって異なります。だから

早期治療

診断 給付金 + 悪性新生物 初回診断 保険金^(※1)

- がん(悪性新生物・上皮内新生物)と診断確定されたら、一時金でしっかり保障!
- 再発・他の臓器への転移、新たな悪性新生物でも「診断給付金」は何度でもお受け取りいただけます。^(※2)

^(※1) 保険期間を通じて1回のみとします。
^(※2) 2年に1回を支払限度とします。上皮内新生物に対する診断給付金は保険期間を通じて1回とします。

手術・放射線治療

手術 給付金 + 先進医療 給付金
(放射線治療を含む)

- 所定の手術の給付金に加え、がん先進医療特約を付加することで先進医療の技術料を**通算2,000万円**まで保障!

おすすめ! 保険料払込免除 ●悪性新生物保険料払込免除特約を付加することで、悪性新生物と診断確定

